

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱 規程

〔平成19年11月1日
制 定〕
平成21年4月1日改正
平成25年3月29日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和元年7月1日改正
令和元年10月1日改正
令和3年4月1日改正
令和4年7月1日改正

（目的）

第1条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）において行われる研究活動上の不正行為への対応については、日本学術会議声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月25日）を尊重するとともに、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドラインについて」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）その他の関係法令、通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（対象）

第2条 この規程において対象とする研究活動は、研究所が管理する資金を活用し、又は研究所の施設又は設備を使用して行うものをいう。

2 この規程において対象とする不正行為は、次に掲げるものとし、その用語の意義は当該各号に定めるところによる。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものについては、不正行為に当たらない。

一 捏造 存在しないデータ、研究結果を作成することをいう。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

四 研究費の不正使用 実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規則等及び所内規則等に違反する経費の使用を

いう。

- 3 この規程において対象となる「職員等」とは、研究所に雇用されている者及び研究所に雇用されているとみなされる者並びにこれらの者以外の者で研究所の施設・設備を利用して研究に携わる者をいう。

(責任体制)

第3条 研究所全体を統括し、研究所における研究活動及び研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者を補佐し、研究所における研究倫理教育並びに研究活動及び研究費の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限をもつ者として統括管理責任者を置き、理事をもって充てる。
- 3 研究所における研究活動及び研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 研究所における研究倫理教育の実施を担当する者として研究倫理教育責任者を置き、研究企画部長をもって充てる。

(遵守事項)

第4条 職員等は、健全な研究活動等を保持し、研究活動等の不正が起こらない環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
 - 二 不正行為に加担しないこと。
 - 三 不正行為を第三者にさせないこと。
- 2 職員等は、一定期間研究データを保存し、必要な場合には開示に協力しなければならない。研究データの種類及び保存期間に関する必要な事項は別に定める。

(各責任者の責務)

第5条 研究倫理教育責任者は、広く研究活動に関わる者を対象に、自らのどのような行為が研究活動の不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、定期的に研究倫理教育（研究者等に求められる倫理規範を習得等させる教育）を実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究所の公的資金の管理・運営に関わる全ての関係者に、自らのどのような行為が研究費の不正使用に当たるのかをしっかりと理解させるため、定期的にコンプライアンス教育（研究所の公的資金の不正使用対策に関する方針及びルール等の教育）を実施する。
- 3 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、前2項で規定する教育の実施に際しては、受講者の受講状況を管理監督し、理解度について把握する。
- 4 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、職員等に対し、受講の機会等に誓約書の提出を求める。

- 5 統括管理責任者は、職員等に対する行動規範を策定する。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、職員等が適切に公的資金の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(相談窓口)

第6条 研究所に、公的資金の事務処理手続きに関する研究所内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、総務部総務企画課研究推進係及び総務部財務課財務係をもって充てる。

(通報の受付)

第7条 研究所における研究活動上の不正行為に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口は、監査室をもって充てる。
- 3 通報された事案は、直ちに統括管理責任者及び監事に報告しなければならない。
- 4 通報の受付及び調査・事実確認を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(通報の取扱い)

第8条 通報は、通報窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談によるものとする。

- 2 通報は原則として、実名等を明らかにすること（以下「顕名」という。）により行われ、不正行為を行ったとする研究者、研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合には、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 書面による通報により通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報者（前項の場合の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は実名による通報者として取り扱う。以下同じ。）に対して、受け付けたことを通知するものとする。
- 5 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 6 第2条第2項第一号から第三号までに規定する不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことについて、研究所が当該不正行為を指摘された者が研究所に所属する者であることを確認した場合、研究所に告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 7 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、当該事案の調

査を開始することができるものとする。

- 8 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報又は相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。ただし、研究所が被通報者の所属する機関でないときは、当該通報又は相談を、被通報者が所属する機関に回付するものとする。

(通報者及び被通報者の取扱い)

第9条 通報の受付に当たっては、通報の内容や通報者（前条第6項及び第7項における相談者を含む。以下この条において同じ。）の秘密を守るため、個室での面談、電子メール及び電話等の内容を通報窓口以外の者が見聞きできないように考慮する等適切な方法を講じなければならない。

- 2 統括管理責任者は、通報窓口に寄せられた通報の通報者、被通報者、通報の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 統括管理責任者は、調査事案が漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- 4 統括管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや研究所に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であることが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることなどを研究所内外に周知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報を行ったことを理由に通報者に対し、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等不利益な取扱いを行ってはならない。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査を行う機関)

第10条 不正行為の通報に係る調査に当たっては、次により取り扱うものとする。

- 一 研究所に所属する（「所属する」とは、所属するとされる機関に雇用されている若しくは雇用されているとみなされる場合又はこれらの場合以外に所属するとされる機関の施設及び設備を使用して研究に従事する場合のことをいう。以下同じ。）研究者を被通報者とした不正行為の通報を受理した場合は、原則として研究所が通報された事案の調査を行う。
- 二 被通報者が研究所以外の機関にも所属する場合は、原則として被通報者が通報された事案に係る研究を主に行っていた機関が中心となり、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間に

において、事案の内容等を考慮して対応する。

- 三 現に研究所に所属する被通報者が、研究所と異なる機関で行った研究に係る通報があった場合には、研究所と当該研究が行われた機関とが合同で通報された事案の調査を行う。
 - 四 被通報者が、既に研究所を離職している場合は、現に所属する機関が研究所と合同で、通報された事案の調査を行うものとする。被通報者が離職後、どの機関にも所属していない場合において、通報された事案に係る研究を研究所で行っていた場合には、研究所が調査を行う。
- 2 研究所は、前項各号において通報された事案の調査を行うこととなった場合には、被通報者が研究所に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
 - 3 被通報者が、調査開始のとき及び通報された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき機関による調査の実施が極めて困難であるなどの理由により、資金配分機関が調査を行う場合において、当該資金配分機関から調査協力を求められたときは、研究所は誠実に対応する。
 - 4 研究所は、他の機関、当該事業に係る資金配分機関又は研究者コミュニティに、調査の委託又は協力を求めることができる。

(予備調査)

- 第11条 統括管理責任者は、前条に基づき通報された事案の調査を研究所において行うこととなった場合は、速やかに次に掲げる事項について予備調査を行うものとする。
- 一 通報された行為が行われた可能性
 - 二 通報の際示された合理的理由の論理性
 - 三 通報された研究の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び研究費の用途を示す関係書類等について、研究所が定める保存期間を超えるか否かなど通報内容の合理性、調査可能性等
- 2 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かについて調査を行うものとする。
 - 3 統括管理責任者は、予備調査を行うに当たり、必要と認めるときは、自身を委員長とする予備調査委員会を設置することができる。
 - 4 予備調査委員会は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない職員のうちから、統括管理責任者が指名する者で構成する。
 - 5 統括管理責任者は、通報を受理した日から30日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、通報を受理した日から30日以内に、本調査の要否を配分機関に報告するものとする。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(本調査実施の決定)

第12条 最高管理責任者は、予備調査結果の報告を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。この場合において、被通報者が研究所以外の機関に所属している場合には、当該機関に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関に対し、本調査を行う旨を報告するものとし、事案が第2条第2項第一号から第三号までに該当する場合は、当該資金配分機関及び文部科学省に対し報告するものとする。
- 4 本調査は、原則として調査の実施を決定した日から30日以内に開始するものとする。
- 5 本調査の実施に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に、通報者が特定されないよう配慮する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合において、統括管理責任者は予備調査に係る資料等について、通報者や資金配分機関の求めに応じ開示することができるよう保存しておくものとする。

(調査委員会)

第13条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。なお、第2条第2項第一号から第三号までに規定する不正行為に係る調査の場合は、委員の半数以上が外部有識者でなければならない。ただし、全ての委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 最高管理責任者が指名する職員 若干名
 - 三 外部有識者 若干名
- 3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、委員に関する異議申立てをすることができる。
- 6 前項による異議申立てを受けた場合には、最高管理責任者及び統括管理責任者は当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査方法)

第14条 本調査は、次の方法により行うものとする。この際、被通報者に弁明の聴取を行うものとする。

- 一 通報のあった研究活動に係る論文、実験又は観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - 二 研究費の不正使用に関わると判断された場合は、各種伝票、証拠書類、申請書等の精査
 - 三 関係者のヒアリング
 - 四 再実験の要請
 - 五 その他委員長が必要と認めた調査
- 2 調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合又は被通報者が自らの意志によりそれを申し出た場合には、調査委員会は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。ただし、被通報者から同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的としていると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 3 通報者及び被通報者を含む当該事案の関係者は、調査委員会の行う調査に対し、誠実に協力しなければならない。

（調査の対象となる研究）

第15条 調査委員会の調査の対象には、通報に係る研究のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被通報者の他の研究をも含めることができる。

（証拠の保全措置）

- 第16条 調査委員会は、調査に当たり通報等に係る研究及び研究費に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。この場合において、研究所以外の機関において同様の措置を必要とする場合は、直ちに当該機関に同様の措置を講ずるよう依頼するものとし、研究所以外の機関に係る調査事案において、当該調査事案に係る研究活動が研究所において行われたときは、当該調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 2 調査委員会は、関係資料の隠蔽が行われるおそれがあるなど、必要と認められる場合は、必要最小限の範囲で通報等に係る研究活動の停止、調査に関連する場所の一時閉鎖又は実験機器等の使用禁止措置等を行うことができる。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しないものとする。

（資金配分機関への報告等）

第17条 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議するものとする。

（調査の中間報告）

第18条 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合

には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。また、調査の終了前であっても、資金配分機関から求められた場合には、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するものとする。

(資料の提出等)

第19条 最高管理責任者は、資金配分機関から求められた場合は、調査の過程であっても、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(秘密とすべき情報の保護)

第20条 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(認定)

第21条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びに不正に使用された研究費の額を認定する。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(被通報者の説明責任)

第22条 被通報者は、調査委員会の調査において、被通報者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合にあっては、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明し、研究費の使用に係る疑惑を晴らそうとする場合にあっては、自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続に則って行われたことを関係書類等を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第23条 調査委員会は、前条により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

2 前項の認定において、証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被通報者の研究体制、データチェックのなされ方、関係書類の取扱い等様々な点から故意性を判断す

るものとし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできないものとする。

3 調査委員会は、次に掲げる場合には、不正行為と認定する。

- 一 被通報者が前条の説明において、被通報者が生データ、実験又は観察ノート、実験試料・試薬等の不存在、勤務時間を確認する資料、支払関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合
- 二 被通報者が前条の説明において、不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合

4 調査委員会は、次に掲げる場合には、不正行為とみなさない。

- 一 被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば、災害等の理由）により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合
- 二 生データ、実験又は観察ノート、実験試料・試薬又は研究費の用途を示す関係書類等の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間若しくは研究所又は通報に係る研究を行っていたときに所属していた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合

（調査結果の報告及び通知）

第24条 調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を直ちに最高管理責任者へ報告する。

- 2 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、被通報者が研究所以外の機関に所属している場合の当該機関及び当該事案に係る資金配分機関に通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出するものとし、事案が第2条第2項第一号から第三号までに該当する場合は、当該資金配分機関及び文部科学省に対し報告するものとする。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出するものとする。
- 5 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げ等研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯及び事情等をこれに付記するものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された場合において、通報者が研究所以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知する。

（不服申立ての受理）

第25条 不正行為と認定された被通報者は、前条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して、30日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、第22条第2項の規定を準用する。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

（被通報者による不服申立ての審査）

第26条 不正行為と認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前条第3項の調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、不服申立ての理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

- 2 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を速やかに通知するものとする。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。
- 3 調査委員会は、再調査を行うことを決定した場合には、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合においては、直ちに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は被通報者に当該決定を速やかに通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正行為と認定された被通報者による不服申立てを受けたときは、通報者に通知するものとし、当該資金配分機関及び文部科学省に対し報告するものとする（不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。）。
- 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告予定日を最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該結果を被通報者及び通報者に通知するものとし、当該資金配分機関及び文部科学省に対し報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、被通報者が研究所以外の機関に所属している場合の当該機関に通知するものとし、当該資金配分機関及び文部科学省に対し報告するものとする。

（悪意に基づくものと認定された通報者による不服申立ての審査）

第27条 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合には、通報者が所属する機関及び被通報者に通知するものとし、当該資金配分機関及び

文部科学省に対し報告するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の不服申立てについては、不服申立てを受けた日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、30日以内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告予定日を最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該結果を通報者、通報者が所属する機関、被通報者に通知するものとし、当該資金配分機関及び文部科学省に対し報告するものとする。

(調査結果の公表)

第28条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、研究所が行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が行われたと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 3 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容には、不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことも含む。）、被通報者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法、手順等とする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定があった場合は、前項ただし書きの公表内容に加えて通報者の氏名・所属を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第29条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究活動に係る研究費の使用を停止することができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関が被通報者に対し、当該事案に係る研究費の使用停止を命じた場合には、当該研究費の使用を停止する。

(研究費の使用中止)

第30条 最高管理責任者は、不正行為を行ったと認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者並びに不正行為と認定された研究活動に係る研究費の全部又は一部について使用責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等取り下げの勧告)

第31条 最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取り下げの勧告を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の勧告に被認定者が応じなかった場合にはその旨を公表するものとする。

(被認定者等の処分)

第32条 被認定者及び悪意に基づく通報と認定された通報者のうち、研究所の職員については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所就業規則（平成18年4月1日制定）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所非常勤職員就業規程（平成18年4月1日制定）その他所内規則等に基づき適切な処分を行う。

(処分の公表)

第33条 最高管理責任者は、前条により被認定者に処分を行ったときは、その結果を公表するものとする。

(研究費等の返還)

第34条 調査委員会は、認定結果に基づき、被認定者の研究費の一部又は全部の返還について検討し、返還額を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、原則として、当該資金配分機関の決定に従うものとする。

2 調査委員会は、前項の返還額を検討するに当たっては、次に掲げる返還額を原則としながら、不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して判断を行うものとする。この際、違約金等の返還に要する費用が生じる場合には、返還額に含むものとする。

一 未使用研究費の返還 未使用の研究費の全額を返還させる。この場合において、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除や未使用の場合の物品等の返品によって生じる経費も加える（以下この項において同じ。）。

二 研究費全額の返還 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等極めて悪質な場合には、配分した経費の全額を返還させる。ただし、全額の返還に相当しないと判断した場合には、未使用研究費の全額及び使用済研究費の一部を返還させる。

3 最高管理責任者は、第1項の調査委員会からの報告を受けて研究費の返還を決定し、被認定者（被認定者の研究グループを含む。）に対して、当該研究費の一部又は全部の返還を求める。この際、再現性を示すために行った再実験等に要した経費の返還を併せて求めるものとする。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第35条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合には、本調査に際して行った研究費の使用停止の措置を速やかに解除するものとする。

- 2 本調査に際して行った証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。
- 3 最高管理責任者は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、調査関係者以外にも周知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した被通報者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(被認定者及び通報が悪意に基づくものと認定された通報者が研究所の職員でない場合の措置)

第36条 被認定者及び通報が悪意に基づくものと認定された通報者が研究所に雇用されているとみなされる者及びこれ以外の者で研究所の施設・設備を利用して研究に携わる者であるときは、第32条に準じて適切な処置を行う。また、これらの者が研究所以外の機関に所属している場合には、当該機関に対し、適切な処置を行うよう求めることができるものとする。

(秘密保持義務)

第37条 研究活動の不正行為への対応に携わる者は、当事者の名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(内部監査体制)

第38条 研究所における研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する監査（以下「内部監査」という。）は、監査室が実施する。

- 2 前項の規定は、監事及び外部機関による研究活動及び研究資金等の運営・管理に関する監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第39条 内部監査は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所監事監査規程（平成13年4月2日制定）に基づき実施する。

- 2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。
 - 一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、研究所全体の視点から研究活動及び研究資金等の運営・管理の体制整備等について改善を重視した監査を行うこと。
 - 二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究委員会規程（令和3年4月1日制定）第4条別表で定める不正防止計画推進部会との連携により、不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
 - 三 監事との連携を強化した監査を行うこと。

(事務)

第40条 研究所における研究活動上の不正行為に関する事務は、関係各部及び各センター並びに関係各課等の協力を得て総務部総務企画課が行う。

(雑則)

第41条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。